

第十章 投資

第十・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「対象投資財産」とは、締約国について、当該締約国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定が効力を生ずる日に存在しているもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいい、適当な場合には、投資を受け入れる締約国の関係する法令及び政策に従つて許可された（注1、注2）ものをいう。（注3）

注1 マレーシア及びタイについては、この章の規定に基づく保護は、適当な場合には、それぞれの法令及び政策に従つて保護のためそれぞれの権限のある当局によつて書面により個別に承認された対象投資財産に与えられる。

注2 カンボジア、インドネシア及びベトナムについては、「許可された」とは、「場合に依つて、書面により個別に登録され、又は承認された」ことをいう。

注3 この定義の適用上、「政策」とは、投資財産に影響を及ぼす政策であつて、締約国の政府により書面によつて承認され、及び公表され、並びに書面により公に利用可能とされたものをいう。

(b) 「自由利用可能通貨」とは、IMFがIMF協定（その改正を含む。）に基づいて決定する自由利用可能通貨をいう。

(c) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であつて、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

(i) 株式、出資その他の形態の法人の持分（これらのものから派生する権利を含む。）

(ii) 債券、社債、貸付金（注1）その他の法人の債務証券及びこれらのものから派生する権利（注2）

注1 締約国が他の締約国に貸し付ける貸付金は、投資財産ではない。

注2 債券、社債、長期債等の形態の貸付債権は、投資としての性質を有する可能性が高く、その他の形態の貸付債権、例

えば、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であつて、直ちに支払期限が到来するものは、投資としての性質を有する可能性が低い。

(iii) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(iv) 知的財産権及びのれんであつて、投資を受け入れる締約国の法令によつて認められるもの

(v) 金銭債権又は契約に基づく給付であつて事業に関連し、かつ、金銭的価値を有するものの請求権

(注)

注 投資財産は、次のもののみから生ずる金銭債権を意味するものではない。

(a) 物品又はサービスの販売のための商事契約

(b) (a)に規定する商事契約に関連する信用の供与

(vi) 投資を受け入れる締約国の法令又は契約によつて与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(vii) 動産及び不動産並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の財産権（注）

注 市場占拠率、市場アクセス、期待される収益及び利得の機会は、それ自体では、投資財産ではない。

「投資財産」には、司法上若しくは行政上の行為として、又は仲裁手続において下される命令及び決定を含まない。

この(c)に定める投資財産の定義の適用上、投資される収益については、投資財産として取り扱うものとし、投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資としての性質に影響を及ぼすもので

はない。

(d) 「非締約国の投資家」とは、一の締約国について、当該一の締約国の領域において投資を行おうとし

(注)、行っており、又は既に行った投資家であつて、締約国の投資家でないものをいう。

注 締約国は、投資家が投資を行うための具体的な行動をとつた場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了解する。投資を行うために届出又は承認の手續が必要である場合には、投資を「行おうとし」ている投資家とは、当該届出又は承認の手續を開始した投資家をいう。

(e) 「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は締約国の法人であつて、他の締約国の領域において投資を行おうとし(注)、行っており、又は既に行つたものをいう。

注 締約国は、投資家が投資を行うための具体的な行動をとつた場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了解する。投資を行うために届出又は承認の手續が必要である場合には、投資を「行おうとし」ている投資家とは、当該届出又は承認の手續を開始した投資家をいう。

(f) 「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間のものであるか政府のものであるかを問わず、関係法令に基づいて設立され、又は組織される事業体(社団、信託、組合、合弁企業、個人企

業、団体その他これらに類する組織を含む。）及び法人の支店をいう。（注1、注2、注3）

注1 法人の支店は、この協定に基づいて締約国に対して請求を行う権利を有しない。

注2 「法人」の定義に「支店」を含めることは、締約国が自国の法律に従い、支店を独立の法的な存在ではなく、かつ、別個に組織されていない事業体として取り扱うことができることに影響を及ぼすものではない。

注3 非締約国の法定の事業体の支店は、締約国の法人とはならない。

(g) 「締約国の法人」とは、締約国の法律に基づいて設立され、若しくは組織される法人又は締約国の領域に所在する支店であつて、当該締約国の領域において事業活動を行うものをいう。（注1、注2、注3）

注1 法人の支店は、この協定に基づいて締約国に対して請求を行う権利を有しない。

注2 「締約国の法人」の定義に「支店」を含めることは、締約国が自国の法律に従い、支店を独立の法的な存在ではなく、かつ、別個に組織されていない事業体として取り扱うことができることに影響を及ぼすものではない。

注3 非締約国の法定の事業体の支店は、締約国の法人とはならない。

(h) 「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

(i) (e)の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i) 当該締約国の国民又は市民であること。

(ii) 当該締約国に永住する権利を有すること。ただし、当該締約国及び他の締約国の双方が永住者を承認し、かつ、投資財産に影響を及ぼす措置に関してそれぞれの国民に与える待遇と実質的に同一の待遇をそれぞれの永住者に与える場合に限る。

第十・二条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他の締約国の投資家

(b) 対象投資財産

2 この章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与

(c) 締約国の関係機関又は関係当局によって、政府の権限の行使として提供されるサービス。この章の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(d) 締約国が採用し、又は維持する措置であつて、第八章（サービスの貿易）の規定の対象となるもの

(e) 締約国が採用し、又は維持する措置であつて、前章（自然人の一時的な移動）の規定の対象となるものの

この章の規定は、この協定が効力を生ずる日の前に行われた行為若しくは生じた事実又は消滅した事態に関しては、締約国を拘束しない。

3 2 (d)の規定にかかわらず、第十・五条（投資財産に関する待遇）、第十・七条（経営幹部及び取締役会）（注）、第十・九条（資金の移転）、第十・十一条（損失に対する補償）、第十・十二条（代位）及

び第十・十三条（収用）の規定は、締約国のサービス提供者により他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるサービスの提供であつて、第八章（サービスの貿易）に規定するものに影響を及ぼす措置について準用する。ただし、その措置が対象投資財産に関連し、及びこの章の規定に基づく義務に関連する場合に限る。

注 第十・七条（経営幹部及び取締役会）の規定は、第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従つて約束を行った締約国についてのみ、サービスの提供に影響を及ぼす措置に適用する。

第十・三条 内国民待遇（注）

注 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によつて判断する。

1 各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に従つて締約国が与える待遇は、中央政府以外の政府については、当該政府が同様の状況にお

いて当該政府が属する締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第十・四条 最恵国待遇（注1、注2）

注1 この条の規定は、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、適用しない。この条の規定に基づく待遇は、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムの投資家及びその対象投資財産には与えられない。

注2 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1 各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に關し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、対象投資財産に対し、同様の状況において自国の領域にあるその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2に規定する待遇には、他の現行の又は将来における国際協定による国際的な紛争解決のための
手続及び制度を含まない。

第十・五条 投資財産に関する待遇（注）

注 この条の規定は、附属書十A（国際慣習法）の規定に従って解釈する。

1 各締約国は、対象投資財産に対し、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に従って、公正かつ
衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

2 (a) 各締約国は、公正かつ衡平な待遇の要件により、法律上又は行政上の手続における裁判を行うことを
拒否しないことを義務付けられる。

(b) 各締約国は、十分な保護及び保障の要件により、対象投資財産の物理的な保護及び保障を確保するた
めに合理的に必要とされる措置をとることを義務付けられる。

(c) 公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障の概念は、対象投資財産に対して外国人の待遇に関す
る国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加
の実質的な権利を創設するものではない。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

第十・六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。(注)

注 各締約国は、附属書Ⅲ(サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表)の自国の表A及び表Bに定めるところにより、この条の規定に基づく義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができるとができる。

- (a) 一定の水準又は割合の物品を輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為

替の流入の量と関連付けること。

(e) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること。

(g) 当該投資財産により生産される物品を特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(h) 要求が課され、若しくは強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であつて、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるものについて、当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額を採用すること。ただし、締約国が非司法的な政府の権限の行使として、当該ライセンス契約に直接的に介入するような方法で当該要求を課し、又は強制する場合には、適限る。(注)この(h)の規定は、ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

注 この(h)の規定の適用上、「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契

約をいう。

この条の規定にかかわらず、(f)及び(h)の規定は、カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。

2 いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。
- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。
- (d) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

3 (a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1 (f)及び(h)の規定は、次の場合には、適用しない。

(i) 締約国が、貿易関連知的財産権協定第三十一条又は第三十一条の二の規定（注）に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であつて、貿易関連知的財産権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合

注 これらの規定には、二十一年十一月十四日にドーハで採択された知的財産権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の

健康に関するドーハ宣言（文書番号WT/MIN(02)/DEC/2）の6の規定を実施するために行われる貿易関連知的財産権協定の改正を含む。

(ii) 司法上又は行政上の手続の結果として締約国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が要求を課し、又は強制する場合

(c) 1 (h)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所又は権限のある当局が要求を課し、又は強制する場合には、適用しない。

(d) 1 (a)から(c)まで並びに2 (a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品について必要とされる要件については、適用しない。

(e) 2 (a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外の要求については、適用しない。

第十・七条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの締約国も、対象投資財産である当該締約国の法人に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求してはならない。

2 締約国は、対象投資財産である当該締約国の法人に対し、当該法人の取締役会又はこれに置かれる委員会の過半数が特定の国籍を有し、又は当該締約国の領域内の居住者であることを要求することができる。

ただし、その要求により、投資家がその投資財産を支配する能力を実質的に妨げられないことを条件とす

る。

第十・八条 留保及び適合しない措置

1 第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定は、次の事項については、適用しない。

- (a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
 - (i) 中央政府によつて維持される措置であつて、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表Aに記載するもの
 - (ii) 地域政府によつて維持される措置であつて、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表Aに記載するもの
 - (iii) 地方政府によつて維持される措置
- (b) (a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新
- (c) (a)に規定する適合しない措置の改正。ただし、次のものに限る。
 - (i) カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー及びフィリピンについては、この協定が効力を生

ずる日における当該措置と第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定との適合性の水準を低下させない改正

(ii) オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、中国、日本国、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、タイ及びベトナムについては、当該改正の直前における当該措置と第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定との適合性の水準を低下させない改正

2 第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定は、締約国が附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Bに記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 1 (c) (ii)の規定にかかわらず、この協定が効力を生ずる日の後五年間、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）

の規定は、1(a)に規定する適合しない措置の改正（この協定が効力を生ずる日における当該措置とこれらの条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）については、適用しない。

4 いずれの締約国も、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Bの対象となる措置をこの協定が効力を生ずる日の後に採用する場合には、他の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

5 第十・三条（内国民待遇）及び第十・四条（最恵国待遇）の規定は、貿易関連知的所有権協定第五条の規定の対象となる措置並びに第十一・七条（内国民待遇）又は貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定によって課される義務の例外又は特別の取扱いの対象となる措置については、適用しない。

第十・九条 資金の移転

1 各締約国は、対象投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由にかつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

- (a) 資本に対する拠出（当初の拠出を含む。）
 - (b) 利益、資本利得、配当、利子、使用料、技術支援に関する報酬、技術及び運営に関する報酬、ライセンス料その他の対象投資財産から生ずる収益
 - (c) 対象投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
 - (d) 融資契約その他の契約に基づいて行われる支払
 - (e) 第十・十一条（損失に対する補償）及び第十・十三条（収用）の規定に従って行われる支払
 - (f) いかなる手段によるかを問わず、紛争の解決の結果として生ずる支払（決定、仲裁又は紛争当事者の合意による紛争の解決の結果として生ずるものを含む。）
 - (g) 対象投資財産に関連して国外で雇用した職員が得る収入その他の報酬
- 2 各締約国は、対象投資財産に関連する1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により当該資金の移転の時の市場における為替相場で行われることを認める。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別及び誠実に適用する場合には、資金の移転を妨げ、又は遅らせることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者（従業員を含む。）の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪及び犯罪収益の回収
- (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する財務上の報告又は記録の保存
- (e) 司法上又は行政上の手続における裁定若しくは命令又は判決の履行の確保
- (f) 租税（注）
 - 注 租税には、租税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置（居住地又は設立場所に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。）の採用及び実施を含む。
- (g) 社会保障制度、公的年金制度、退職年金制度、強制年金制度その他の制度であつて年金又は類似の退職手当の給付を行うためのもの
- (h) 労働者の退職に関する権利
- (i) 登録を行い、並びに当該締約国の中央銀行及び他の関係当局が課するその他の手続を満たす義務

4 この章のいかなる規定も、IMF協定（その改正を含む。）に適合する為替の利用を含め、IMF協定（その改正を含む。）に基づくIMFの加盟国としての締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、第十七・十五條（国際収支の擁護のための措置）の規定に基づく場合及びIMFの要請がある場合を除くほか、資本取引に関連するこの章の規定に基づく義務に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第十・十條 特別な手続及び情報の開示

1 第十・三條（内国民待遇）のいかなる規定も、締約国が、対象投資財産に関連して特別な手続（対象投資財産が当該締約国の法令に基づいて設立されなければならないとの要件に従うことを含む。）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該締約国がこの章の規定に従って他の締約国の投資家及び対象投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2 第十・三條（内国民待遇）及び第十・四條（最恵国待遇）の規定にかかわらず、締約国は、他の締約国の投資家又はその対象投資財産に対し、専ら参考情報として入手し、又は統計を収集することを目的とし

て、当該対象投資財産に関する情報を提供することを要求することができる。当該締約国は、提供された秘密の情報については、可能な限り、当該投資家又は当該対象投資財産の正当な商業上の利益又は競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十・十一条 損失に対する補償

各締約国は、他の締約国の投資家及びその対象投資財産に対し、武力紛争、内乱又は緊急事態によって自国の領域にある投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、同様の状況において次のものに与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- (a) 自国の投資家及びその投資財産
- (b) その他のいずれかの締約国の投資家及び非締約国の投資家並びにこれらの者の投資財産

第十・十二条 代位

1 締約国又は当該締約国が指定する機関が、自国の投資家に対し対象投資財産に関して与えた保証、保険

契約その他の形態の損害の填補に基づいて支払を行う場合には、当該対象投資財産への投資がその領域において行われた他の締約国は、当該対象投資財産に関する権利又は請求権の代位又は移転を承認する。代位され、又は移転された権利又は請求権は、当該投資家の当初の権利又は請求権を超えてはならない。

2 締約国又は当該締約国が指定する機関が自国の投資家に対して支払を行い、及び当該投資家の権利又は請求権を譲り受ける場合には、当該投資家は、支払を行った当該締約国又は当該締約国が指定する機関を代理する権限を与えられる場合を除くほか、対象投資財産への投資がその領域において行われた他の締約国に対して当該権利又は請求権を行使してはならない。

3 代位され、又は移転された権利又は請求権の行使に当たり、当該権利又は請求権を行使する締約国又は当該締約国が指定する機関は、関係する締約国に対し、自国の投資家との間の請求権に関する取決めの適用範囲を開示する。

第十・十三条 収用（注）

注 この条の規定は、附属書十B（収用）の規定に従って解釈する。

1 いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じ

て、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
 - (b) 差別的なものでないこと。
 - (c) 2及び3の規定に基づく補償の支払を伴うものであること。
 - (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。
- 2 1(c)に規定する補償は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (a) 遅滞なく支払われるものであること。（注）

注 締約国は、支払が行われる前に遵守する必要がある法律上及び行政上の手続があり得ることを了解する。

(b) 収用が公表された時（注1）又は収用が行われた時のいずれか早い方の時（以下この章において「収用の日」という。）における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。（注

2、注3、注4）

注1 フィリピンについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用が公表された時とは、収用のための申立て

をした日をいう。

注2 オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、韓国、マレーシア、ニュージーランド及びシンガポールについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日の前日をいう。

注3 カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、権限のある当局による収用の決定が発出された日をいう。

注4 タイについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日をいう。

(c) 予定された収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させないものであること。

(d) 実際に換価し、及び自由に移転することができるものであること。

3 補償は、当該補償が遅延する場合には、収用を行う締約国の法令及び政策に基づく妥当な利子を含むものとする。ただし、当該法令及び政策が無差別に適用されることを条件とする。

4 この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創造については、その付与、取消し、制限又は創造が次章（知的財産）の規定及び貿易関連知的財産協定に

反しない限りにおいて、適用しない。(注)

注 締約国は、この条の規定の適用上、知的財産権の「取消し」には当該知的財産権の抹消又は無効化を含むこと及び知的財産権の「制限」には当該知的財産権の例外を含むことを認識する。

5 1から3までの規定にかかわらず、土地に関する収用の措置は、収用を行う締約国の現行の法令に定めるところによるものとし、当該法令の目的のためのものでなければならず、かつ、当該法令に従った補償の支払を伴うものでなければならない。補償は、当該法令のその後の改正であつて、補償の額に関するものが土地の市場価格の一般的な動向に応じるものである場合には、当該改正に従う。

第十・十四条 利益の否認(注)

注 締約国は、いつでも、この条に定めるところに従つてこの章の規定による利益を否認する権利を行使することができる。

1 締約国は、他の締約国の投資家であつて、当該他の締約国の法人であるものが次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

(a) 非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配されていること。

(b) 当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないこと。

2 締約国は、他の締約国の投資家であつて、当該他の締約国の法人であるものを非締約国の者が所有し、又は支配している場合において、当該締約国が、当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置（当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものに限る。）を採用し、又は維持するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

3 締約国は、他の締約国の投資家であつて、当該他の締約国の法人であるものを非締約国の者が所有し、又は支配している場合において、当該締約国が、当該非締約国と外交関係を有していないときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

4 1の規定にかかわらず、タイは、自国の関係法令に基づき、他の締約国の投資家であつて、当該他の締約国の法人であるものが非締約国又はタイの自然人又は法人によつて所有され、又は支配されていると認められる場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対して、投資財産の許可、設立、取得及び拡

張に関するこの章の規定による利益を否認することができる。

5 この条の規定の適用上、タイについては、

(a) 法人が締約国又は非締約国の自然人又は法人によって「所有」されるとは、当該締約国又は非締約国の自然人又は法人が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 法人が締約国又は非締約国の自然人又は法人によって「支配」されるとは、当該締約国又は非締約国の自然人又は法人が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

6 フィリピンは、特定の権利、地域的独占権又は特権の国有化に関する法律（大統領令第七百十五号により改正されたもの）を回避する行為を処罰する法律（連邦法第百八号）（別名ダムー防止法）（その改正を含む。）の規定に違反して他の締約国の投資家が投資を行ったと認める場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

7 締約国は、他の締約国又は非締約国の投資家が金融活動作業部会の勧告を実施する当該締約国の法令の規定に違反して投資を行った場合には、当該他の締約国又は非締約国の投資家及びその投資財産に対して

この章の規定による利益を否認することができる。

第十・十五条 安全保障のための例外

第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定にかかわらず、この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が次の事項に必要であると認める措置を適用することを妨げること。

(i) 国際の平和又は安全の維持又は回復に関する自国の義務の履行

(ii) 自国の安全保障上の重大な利益の保護

第十・十六条 投資の促進

締約国は、特に次の事項を通じて、域内を一の投資地域と認識することを促進し、及び向上させるよう努める。

(a) 締約国間の投資を奨励すること。

- (b) 締約国間の投資の促進に関する共同の活動を組織すること。
- (c) 事業取引のあつせんの催しを促進すること。
- (d) 投資の機会並びに投資に関する法令及び政策についての様々な説明会及びセミナーを開催し、並びに当該説明会及びセミナーを開催することを支援すること。
- (e) 投資の促進に係する相互に関心を有する他の事項についての情報交換を行うこと。

第十・十七条 投資の円滑化

1 各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、特に次の事項を通じて、締約国間の投資を円滑にするよう努める。

- (a) あらゆる形態の投資に必要な環境を作り出すこと。
- (b) 投資の申請及び承認のための手続を簡素化すること。
- (c) 投資に関する情報（投資に関する規則、法令、政策及び手続を含む。）の周知を促進すること。
- (d) それぞれの締約国において、投資家に対して支援及び助言（事業免許及び事業許可の円滑化を含む。）を行うため、連絡部局、投資に関する総合窓口、中央連絡先その他の機関を設置し、又は維持す

ること。

2 1(d)の規定による締約国の活動には、自国の法令に従うことを条件として、可能な限り、投資活動の期間中に生じた政府機関に対する申立て又は苦情を友好的に解決するために次の事項により他の締約国の投資家及び対象投資財産を支援することを含めることができる。

(a) 投資家が提起した申立てであつて、その対象投資財産に影響を与える政府の活動に関するものを受け付けるとともに、適当な場合には、これを付託し、又はこれに妥当な考慮を払うことを検討すること。

(b) 可能な限り、投資家はその対象投資財産に関して直面する困難を解決するための支援を行うこと。

3 各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、可能な限り、他の締約国の投資家に影響を及ぼす繰り返し生ずる問題を取り扱う制度であつて、関連する政府機関に対して勧告を行うためのものを設立することを検討することができる。

4 締約国は、投資を一層円滑にするための知識及び取組方法の交換を目的とするそれぞれの権限ある当局の間の会合を促進するよう努める。

5 この条のいかなる規定も、この協定のいかなる紛争解決手続の対象ともならず、また、これに影響を及ぼすものではない。

第十・十八条 作業計画

1 締約国は、それぞれの立場を害することなく、この協定が効力を生ずる日の後二年以内に次の事項に関する討議を開始する。当該討議の結果については、全ての締約国による合意を条件とする。

(a) 締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

(b) 収用を構成する租税に係る課税措置に対する第十・十三条（収用）の規定の適用

2 締約国は、1に規定する討議を当該討議の開始の日から三年以内に完了する。